

Q1 質問

申請(登録)条件を詳しく教えてほしい。

A 回答

申請(登録)条件は、以下①～④全てを満たす方です。

※年齢については、実証実験中(令和7年7月1日～令和7年9月30日まで)に誕生日を迎えている必要があります。

- ① 75歳以上の方、または70歳以上で免許証を既に返納した方
- ② 重度心身障害者タクシー利用料金助成を受けていない方
- ③ 昭和町に住民登録があり、その住所地に居住している方(入院や入所していない方)
- ④ 事業実施後のアンケート調査にご協力いただける方

Q2 質問

実証実験中に75歳(または70歳)の誕生日を迎えますが、タクシー券は何枚もらえますか？
誕生日前に申請していいですか？

A 回答

実証運行期間の令和7年7月1日から令和7年9月30日までの間に75歳(または70歳)のお誕生日を迎えられる方は、申請(登録)対象となります。

お誕生日以前に申請された場合も、お誕生日を待たずにタクシー利用券を交付します。

ただし、タクシー券の利用回数が月4回利用のため、お誕生月以降に利用できる回数分(枚数)のみ交付させていただきます。(最終ページに別表を表示しています。)

Q3 質問

免許証を返納ではなく当初から取得していません。70歳以上ですがタクシー券をもらえますか？

A 回答

申し訳ございません。70歳以上75歳未満の方については、免許証返納促進事業を検討するための実証実験にあたることから、免許証をもともと取得していない方は対象外となります。

Q4 質問

実証実験に申し込みたいのですが、どこで、どのようにして申し込めばよいですか？

A 回答

交付申請書を、昭和町役場の総務課に提出してください。

申請書は、令和7年5月19日(月)受付開始日以降、以下①②③の方法で入手可能です。

- ① 昭和町役場総務課窓口配置します。
- ② 昭和町ホームページに掲載します。ダウンロードしてご使用ください。
- ③ 6月の回覧板「組回覧」で回覧します。必要な方はコピーしてご使用ください。

Q5 質問

いつまでに申し込めばよいですか？申請の期限はありますか？

A 回答

申請は令和7年5月19日から9月まで受け付けます。ただし、タクシー券の利用回数は月4回利用のため、お申込み月以降に利用できる回数分(枚数)のみ交付いたします。利用可能枚数全てを受け取るには、7月中の申請が必要となりますのでご注意ください。

Q6 質問

申請(登録)に必要な持ち物がありますか？

A 回答

持ち物は特にありません。ただし、令和7年7月1日以降に申請する場合で、即日窓口でタクシー利用券を受け取りたい方に限り、身分証をご持参ください。

Q7 質問

役場まで申請に行けない場合はどうしたらよいですか？

A 回答

申請書を役場総務課まで郵送いただくことも可能です(切手代金はお自分の負担となります。)
また、申請者(登録者)が申請書の内容を承諾している場合に限り、代理人申請も可能です。

Q8 質問

免許証の返納についてはどのように確認しますか？

A 回答

今回は実証実験であるため、運転経歴証明書の提示は不要とし、自己申告となります。

Q9 質問

タクシー利用券はいつ、どのように受け取れますか？

A 回答

申請者(登録者)が申請条件を満たしているか、審査のためにお時間をいただきます。
令和7年6月中旬までに申請書を提出いただいた方については、実証実験開始日の令和7年7月1日までに、タクシー利用券を申請者(登録者)の住民票住所に郵送でお送りします。申請日が6月下旬以降の場合は、事業開始前の到着は難しいかと思いますので、なるべく早めに申請をお願いします。

Q10 質問

タクシー利用券を郵送ではなく役場総務課の窓口で直接受け取れませんか？

A 回答

令和7年7月1日以降の申請については、昭和町役場総務課の窓口でも交付します。
ただし、審査のために事務処理にお時間をいただきますので、その間お待ちいただける場合に限ります。また、申請者(登録者)の身分証をご提示いただきます。
代理人が申請する場合も、代理人が申請者(登録者)と同一世帯であり、かつ身分証をご提示いただける場合限り、窓口での交付を可能とします。
身分証をご提示いただけない場合や代理人申請で同一世帯でない場合は、窓口では交付できず、申請者(登録者)の住民票住所に郵送でお送りします。

Q11 質問

タクシー利用券(登録証)を紛失してしまいましたが、再発行できますか？

A 回答

再発行いたしますので、役場総務課の窓口にて再発行申請をお願いします。ただし、タクシー利用券は登録証も兼ねており、表紙に氏名を記載していますので、紛失には十分ご注意ください。

Q12 質問

申請者(登録者)以外も相乗りできますか？

A 回答

ご家族やご友人と相乗りされる際に、タクシー利用券をご使用いただくことは可能です。ただし、タクシー1台につき利用できるタクシー利用券は1枚限りです。ご家族やご友人で利用券をお持ちの方が同乗していても、1枚以外はお使用いただけません。

Q13 質問

申請者(登録者)と同一世帯の家族がタクシー利用券を利用してもよいですか。

A 回答

タクシー利用券は登録証も兼ねており、表紙に登録者の氏名を記載します。
表紙に氏名が記載された方のみ利用可能であり、ご家族でも譲渡は禁止しています。
登録者以外の方が使用したことが分かった場合、その費用を登録者に請求します。

Q14 質問

タクシーを呼ぶ時は何か特別なことを伝えますか？

A 回答

タクシーの配車依頼は、タクシー利用券に記載されている「受付センター(国母タクシー)」☎055-230-8888 へ電話し、通常のタクシー利用と同様に、「お迎えの場所」「時刻」などを伝えてください。※ただし、混雑状況等により、必ずしも希望時間に添えない場合もあります。

Q15 質問

タクシーを乗車する際には何か伝えますか？

A 回答

乗車する際ドライバーに「タクシー利用券兼利用者登録証」(タクシー券が綴られたもの)を提示し、目的地を伝えてください。※昭和町内はどこでも利用可能ですが、昭和町外は医療機関以外では利用できません。

Q16 質問

紛失が怖いので、「タクシー利用券兼利用者登録証」は自宅に保管し、使用するタクシー利用券1枚だけを切り離して、タクシーに乗車してもいいですか？

A 回答

タクシー券の切り離しはドライバーが行います。タクシー券を切り離してしまうとお使いいただけないためご注意ください。

Q17 質問

現在タクシーを利用するのに、運転経歴証明書を提示して1割引きのサービスを受けていますが、昭和町が発行するタクシー利用券と1割引きのサービスを併用できますか？

A 回答

併用できます。運転経歴証明書を持参の上、乗車する際ドライバーにお伝えください。

Q18 質問

出先で空車のタクシーを確保できましたが、タクシー利用券を利用できますか？

A 回答

国母タクシーの車両であり、利用可能な車両であれば問題ありません。乗車前にドライバーに「タクシー利用券兼利用者登録証」を提示し、利用可能かご確認ください。

Q19 質問

車いすを利用していますが、乗車することはできますか。

A 回答

利用できる車両は普通車両です。普通車両のタクシーに乗車可能か、介助者が同伴されるのであれば乗車可能です。なお、車いすは折りたたんで積み込んでいただきます。

(参考 Q2 別表) 誕生年月と交付枚数表

誕生年	誕生月	交付枚数	
		免許返納していない	免許返納している
昭和25年	7月以前生まれ	12枚 (3カ月分)	12枚 (3カ月分)
昭和25年	8月生まれ	8枚 (2カ月分)	12枚 (3カ月分)
昭和25年	9月生まれ	4枚 (1カ月分)	12枚 (3カ月分)
昭和25年	10月以降生まれ	対象外	12枚 (3カ月分)
昭和30年	7月以前生まれ	対象外	12枚 (3カ月分)
昭和30年	8月生まれ	対象外	8枚 (2カ月分)
昭和30年	9月生まれ	対象外	4枚 (1カ月分)
昭和30年	10月以降生まれ	対象外	対象外